

流動性問題と援助 抄訳

G・K・ヘライナー教授の提言

● 中村弘光

G. K. Helleiner, "Aid and Liquidity," *Journal of Development Planning*, No.15, 1985.

流動性問題とサハラ以南のアフリカ

IMFによれば、低所得開発途上国（インド、中国を除く）の交易条件は、1979～82年の時期に約20%低下した。これら諸国の78/79年における総輸入額は約200億ドルであった。したがって82年に79～82年期の交易条件低下分を埋合せるには約40億ドルが必要となる。しかし、この埋合せのために必要な年間金額は、交易条件悪化がこれほどひどくない年次には、ずっと少なくなる。また交易条件の低下が恒常的である時には、埋合せ金融資分は、生産構造調整を進めるため年ごとに減額する政策的考慮をとり入れれば、初期の必要分より後期の必要分はずっと少なくてよいであろう。

このような安定化目的の達成に必要なとされる金額は、南北間の全体的資金移動や国際的に合意された目標に比べると相対的に控え目である。後発開発途上国にGNPの0.15%を向ける（現在の流れを約2倍にする）援助目標を達成するには、現時点で約60億ドルの増加分が必要とされる。上記の埋め合せに必要な額は、人口大国を除く後発開発途上国で、すでに約束された援助額の約半分を少し上廻る額があればよい。

サハラ以南アフリカに関していえば、低中所得国の交易条件は、1979年以降、平均で約14%低下した。79年の交易条件も76/77年のピーク時よりかなり下廻っていた。これら諸国にたいする純IMF融資額は、79～83年に37億ドル、すなわち、交易条件悪化にもとづく累積不足額の約4分の1であった。

サハラ以南アフリカ全域の1979～83年の時期におけるIMF特別引出権*1の純額は約34億SDRであった。ロメ協定のSTABEX*2受取りや二国間開発援助を国際収支維持援助に切りかえることなどによる国際社会の半自動的な補償融資メカニズムは、これら貧しい国の流

動資金必要量の10%に満たない量しか補填しなかった。

第1表は1984年におけるサハラ以南アフリカならびに低所得国を他のカテゴリーの開発途上国と比較した債務関連数値を示している。債務額のGNP、輸出額に対する比率は高く、債務返済比率は低所得国が他よりも高く、サハラ以南アフリカはそれよりもさらに高い。同様に、輸入額と比較した外貨準備高は他の地域よりも低い、また、この表は、アフリカ（ならびに低所得国）の公的な資金源と民間資金源の役割が、他の開発途上国の場合と際立って異なることを示している。

対外債務がもっとも少ない地域であることこれまで考えられたサハラ以南アフリカは、GNP、輸出額、ならびに輸出あるいはGNPの成長見込との関連で見ると、もっとも多額の債務をもつ地域であることが認識されはじめてきた。さらに公表された多くのデータは、IMF引出し、大半の短期銀行信用、銀行信用以外の商業金融、ならびに商業上の未払残金を除外しているのでアフリカ諸国の状況のきびしさを控え目にしか示さない。サハラ以南のアフリカ経済では、これらの項目が対外債務全体の約50%を構成している。

最貧国の問題についての最近の若干の論調では、これらの国への非難の大部分が政府政策の影響に向けられている。これはとくに、サハラ以南アフリカの場合にあてはまる。世界銀行はアフリカで公的な開発援助の拡大を主張する一方、それが生産的となるよう、抜本的な政策改革を求めている。しかしながら、アフリカの状況についての注意深い計量経済的調査は、各国の成長に違いをもたらしているのが国内政策よりは外部ショックであることを示唆している。また、低所得アフリカ諸国では輸入量の変動がかなり大きく、経済成長にマイナスに作用している。1960～80年の時期に、輸入量の変動の程度が半分になった時に、成長率は2

表1 発展途上国タイプ別債務関連指標 (%)

	低所得国	工業製品輸出国	純石油輸出国	アフリカ
GNPに占める対外債務	50.8	45.3	46.9	61.8
輸出額(商品および役務)に対する対外債務	320.3	116.6	170.2	215.8
デット・サービス・レイシオ	22.8	19.1	22.6	24.3
金利支払比率	11.1	12.0	13.5	11.9
元本返済比率	11.7	7.1	9.1	12.4
公的債務比率	82.9	16.4	39.0	49.3
輸入額に対する外貨準備	14.8	17.2	16.1	9.7

るいは遅らせるに十分なほど強力であった。このタンザニアの事例はおそらく唯一のものではあるまい。

IMFとサハラ以南のアフリカ

70年代における国際流動性の「非伝統的」資金源の拡大は、IMFを通じて入手しうる資金源拡大の必要性の認識を後退させた。その結果、IMF資金源は、国際的取引の総額の増加よりも低い率でしか増加しなかった。したがって、70年代の国際的ショックの大きさからみれば、流動性需要に対応しうるIMFの相対的能力低下は重大な問題だった。流動性拡大についてIMFに大きく依存していた諸国、とくに大部分のサハラ以南アフリカ諸国では影響はとくに重大であった。

80年代初期には、IMF特別引出権の停止、特別信託資金(Trust Fund)^{*3}の枯渇、コンディショナリティ^{**4}の緩いオイル・ファシリティ^{**5}再建の失敗、輸出変動補償融資制度(Compensatory Financing Facility)^{**6}の低コンディショナリティ融資資金源から「第5クレジット・トランシュ」への事実上の転換、ならびにIMFクォータを急速に拡大することに失敗したことによって、最貧国はさらに傷つきやすい状況のなかにとり残された。流動性拡大に代わってIMFの高いコンディショナリティ融資の利用拡大が前面に押し出され、それすらも貿易額の拡大に歩調を合わせることに失敗した。

アフリカおよび他地域の後発開発途上国、低所得国が国際経済に占める相対的地位は、この10年間に低落している。また、これら諸国への援助資金の流入も停滞し、この数年間に成長をとりもどすだろうという楽観論の根拠は少ない。同時に、国際通貨取極めの展開は、国際流動性へのアクセスに関連する低所得国の位置を、相対的に、また絶対的にも、あまり望ましくない状況に追いこんでいる。

国際通貨制度の改革は国際流動性の各国間の配分を公平にすることに向けられねばならない。より公平な国際流動性供与は必然的にIMFの役割増大をもたらす。

全世界的な必要に応じて、不断に拡大するIMFクォータを設定し、SDRを再度機能させることが求められる。またSDRを主要な準備資産にするとの期待に沿うよう信頼性を回復する必要もある。きびしい外的ショックをうけた国々にとって特に重要なのは、IMFと世

%高くなっている事実を、クロス・セクションの実証分析が示している。一方、これら諸国における資本形成の生産性がきわめて低い。これらの結果は、低所得国にたいする十分な流動性の供与に注意を向けようという主張を支持するだろう。79年以後の世界情勢によって生じたこれら諸国のマクロ経済上の混乱は、確かに輸入量の安定化を優先させる主張、長期融資よりも流動性の供与を重視する主張を強化している。

近年におけるアフリカの危機は、圧倒的に外部ショック——主として交易条件ならびに天候——の産物である。1979年以降の大きな外部からの打撃がなければ、アフリカ経済の大部分は、現在のように後退してゆくことはなかったであろう。対外交易条件の一時的崩解に直面した国々に十分な流動性を供与することでアフリカの現在のマクロ経済的混乱の多くは回避できたであろう。IMFは70年代後半にサハラ以南アフリカに対する貸し付けを増加させ、81、82両年のアフリカにたいするIMF融資は、世界銀行/IDAの融資をこえた。しかし、供与された金額は必要額をはるかに下廻っている。同時にアフリカにおいて、他の地域同様に、政府の政策に改善の余地があることも明白である。

ある種の政治的・経済的圧力は適正な政策改革に寄与するだろうが、強力な圧力が脆弱な行政・計画策定制度に適用された場合には政策まひをひき起こすこともあり得る。タンザニアでは、IMFの非常に強大な「ショック」変革——為替比率ならびに食料価格について——の要求に対応して、すべての変革に反対する反正統派が抬頭した。この反IMF運動は、IMF安定化提案がなくとも独自になし得たであろう変革を阻止し、あ

表2 IMFによるスタンバイ・クレジットおよび拡大信用措置

(単位：100万 SDR)

所得グループ, 国名	合意額	対配分額比率	未払額
低所得国			
中央アフリカ	15	50	3
ガンビア	12.8	75	2.6
ガーナ	238.5	117	238.5
ケニア	176	124	152.8
マダガスカル	33	50	15
マラウイ (EFF*)	100	269	20
マリ	40.5	80	22
ニジェール	18	53	9.6
シエラレオネ	50.2	87	19
トーゴ	19	50	4
ウガンダ	95	95	65
ザイール	228	78	78
平均 (EFFを除く)	—	81	—
下位中所得国			
リベリア	55	77	55
モーリシャス	49.5	92	49.5
セネガル	63	74	63
スーダン	90	53	20
ザンビア	225	83	—
ジンバブエ	300	157	175
平均 (EFFを除く)	—	79	—

(注) *EFF: Extended Financing Facility (拡大信用供与措置)。*7

世界銀行の特別融資プログラム——とりわけ輸出変動補償融資制度および構造調整融資 (Structural Adjustment Lending)**である。輸出変動補償融資制度は、多くの専門家が、それがさらに自由な方向に改革され、拡大されるべきであるとの見解をもっているにもかかわらず、近年、上位のクレジット・トランシュに転換され、骨抜きにされてしまった。輸出変動補償融資制度の改善と拡大には、最高の優先度が与えられるべきである。

世界銀行の構造調整融資プログラムが低所得国で有効な役割を果たすには、IDA資金がより満足のゆくレベルで補填されなければならない。最貧国にたいするIMF借款への利子補給は、原則はすでに承認されているが、一層の強化が必要である。

IMFならびに世界銀行の借款の条件については、サハラ以南アフリカ諸国の特殊な経済事情を考慮したものとすべきであり、とくに、(1)より長期にわたる調整期間を認める (したがって全体のアクセス権は拡がる)、(2)予期せざる外部ショックのリスクを借入国のみで負担することにないように、不測事態規定を含む

べきである。

さらに、二国間援助機関、世界銀行のなかで低所得国に経験の深い人々が、調整プログラムの立案、対外信用条件の設定にあたり、IMFとの比較において、さらに影響力を強めるべきである。

(なかむら・ひろみつ/当研究所特別講師)

- *1 IMF特別引出し権: IMFの従来からの引出し権は自国通貨との引換えであったのに対し、自国通貨の払込みを必要とせず無償で割り当てられ (クォータに比例) 各国のSDR勘定に記入されるもの。
- *2 STABEX: 一次産品輸出所得安定化制度のこと。ヨーロッパ共同体加盟国により、ロメ協定に参加したアフリカ・カリブ海・太平洋地域諸国のために設けられた。指定を受けた特定一次産品 (主として農産物) に関してヨーロッパ共同体に対する輸出額が急激に落ち込んだ場合、その輸出国に対して補償金を移転させ、価格変動や自然災害などによる所得低下の悪影響を軽減させる。
- *3 特別信託資金: オイル・ショックの影響をうけた低所得非産油開発途上国の国際収支の悪化に対し追加的に融資する制度。1981年3月終了。
- *4 コンディショナリティ: 加盟国がIMFから引出しを行なう際に課される条件。段階的に行なわれるクレジット・トランシュの引出しの場合、IMFと協議し作成した定量的な目標、シーリングを含む計画の達成度が引出しの可否を判断する基準となる。
- *5 オイル・ファシリティ: 1975・75年のオイル・ショック後、非産油開発途上国の石油輸入コストの急増に伴う国際収支の悪化に対する融資のため設けられた制度。IMFの産油国および先進国からの借入れを原資とする。
- *6 輸出変動補償融資制度: 一次産品の生産・輸出国に対して、一次産品価格変動による輸出所得の減少、不可効力による穀物輸入増のため陥る一時的な国際収支の悪化に対して融資する制度。
- *7 拡大信用供与措置: 構造的国際収支不均衡の是正のため、通常の引出しよりも利用率を拡大しかつ長期で融資する制度。
- *8 構造調整融資: 世銀が1980年に設けたプログラム借款の一種。特定部門における構造改善計画のために必要な物資等の輸入に対し融資する制度。